

■議案第50号 四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について

【要旨】

平成 29 年 5 月に公布され来年 4 月 1 日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により創設された会計年度任用職員制度に移行するため、関係する規定を整備するものです。

【制定内容】

パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償等について定めます。
定める主な内容については、以下のとおり。

報酬の基礎・額、支給するもの（別に定めがある場合は非該当）

時間外勤務報酬

休日勤務割増報酬

夜間勤務割増報酬

期末手当

報酬の支給方法等

勤務 1 時間当たりの報酬額の算出

報酬の減額

報酬からの控除

通勤に係る費用

出張に係る費用の弁償 等

この条例の施行日 令和 2 年 4 月 1 日

【根拠法令等】

「議案第 49 号～議案第 58 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度等に関連する条例制定・改正 共通資料」を参照